

教義指第1129号
令和3年3月19日

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言解除後の
市町村立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和3年3月19日に緊急事態宣言が解除されることとなりましたが、依然として児童生徒の感染者が確認されております。つきましては、引き続き感染防止対策を徹底しながら学校の運営を継続していくため、市町村教育委員会におかれましては下記の御対応をお願いします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

記

1 学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。具体的な対応については、2以降を参照する。

2 学校における対応について

(1) 感染予防の徹底

検温・健康観察を徹底する。併せて、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合や児童生徒の家族に体調不良者がいる場合には出席停止にするなど、ウイルスを学校に持ち込ませないようにする。登校後に体調を崩した場合には、直ちに帰宅させる。

(2) 学習活動を行う際には、原則マスクを着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った状態）するとともに、3密を避け手洗いを徹底する。

(3) 換気・保湿について

気候上可能な限り、常時換気を徹底する。なお、常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にする。また、換気に伴う室温低下による健康被害が生じないように防寒が必要な場合には、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。併せて、教室の保湿にも適切に対応する。

- (4) 給食指導について
以下の点について徹底する。

「通常登校におけるガイドライン Ver. 3」 P 1 6 より

＜給食指導における留意点＞

- ・手洗い場の密集を避けつつ、石けんによる手洗い、マスクの着用を徹底する。
- ・配膳については、児童生徒が担当するものを限定したり、教職員が中心に行ったりするなど工夫をする。
- ・配膳を行う児童生徒及び教職員は、健康面、衛生面において、給食当番活動が可能であるかを毎日点検する。
- ・（教職員を含めて全員が正面を向くなどして）対面にならないように指導を徹底する。
- ・可能な限り会話を控えるよう指導する。（会話をするときにはマスクを着用）
- ・配膳室が密にならないように入室人数を制限するなどの工夫を行う。

- (5) 感染リスクが高い学習活動について

以下に例を挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、学校の実態に応じた感染防止対策を講じながら実施する。

特に、実験・実習等については、実施が制限されたことで実感を伴った学習内容の定着が十分できないと多くの学校が懸念している。そのため、令和3年度の指導にあたっては、感染状況の動向を踏まえつつも実験・実習等の機会を意図的に設けるとともに、令和2年度までの学習内容の定着状況を今まで以上に振り返り、定着が不十分とみられる場合には当該内容を改めて指導する。

「通常登校におけるガイドライン Ver. 3」 P 1 1 より

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、下のような活動が挙げられる（①～④は特にリスクの高いもの）。

- ①各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ②音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ③家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ④体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ⑤理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ⑥図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- (6) 部活動について

部活動については、地域における感染状況等を踏まえて各市町村教育委員会が判断する。実施する場合には、添付資料「緊急事態宣言解除後の県立学校の対応について」（写し）を踏まえながら段階的に活動する。

- (7) 学校行事等について

卒業式・入学式等の学校行事については、これまでの通知を踏まえ、感染防止対策を徹底した上で行う。

- (8) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合について
合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とせず、出席停止とするなど柔軟な取扱いをする。

その際、該当児童生徒に対し、ICTを活用するなどして学びを保障する。

※ 原則として令和3年度から、ICTを活用した場合には指導要録様式2及び3の別記に記録する。(令和3年2月26日付け教義指第1037号「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について(通知)」)

3 春休み中を含めた家庭における感染防止対策について

下記の内容について保護者等に協力を依頼する。

- ・ 規則正しい生活習慣を徹底する。
- ・ 発熱等の風邪症状がみられる場合や、家庭内に体調不良者がいる場合は登校させない。(健康観察)
- ・ 基本的な感染防止対策を徹底する。(3密の回避、石けんと流水による手洗い、マスクの着用、適切な換気・保湿)
- ・ 不要不急の外出を避ける。
- ・ 児童生徒のみの会食等は自粛する。

4 教職員の感染防止対策について

検温・健康観察を徹底するとともに、風邪症状が見られる場合や教職員の家族に体調不良者がいる場合、本人が濃厚接触者となった場合には、特別休暇(交通遮断休暇)の取得により出勤を控えさせるなど、学校での感染リスクの軽減を図る。

また、発熱のない体調不良であっても教職員が安心して出勤を控えることができるよう、職場の環境づくりに努める。

5 添付資料

- ・ 令和3年3月19日付け教高指第2366号「緊急事態宣言解除後の県立学校の対応について」(写し)

体育(保健体育を含む)を除く学習指導に関すること
担 当 市町村支援部義務教育指導課 教育指導担当
電 話 048-830-6778

教職員の服務に関すること
担 当 市町村支援部小中学校人事課 人事・学事担当
電 話 048-830-6937

体育(保健体育を含む)に関すること
担 当 県立学校部保健体育課 学校体育担当
電 話 048-830-6947

健康・安全に関すること
担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当
電 話 048-830-6963